

第5章 緑の目標水準

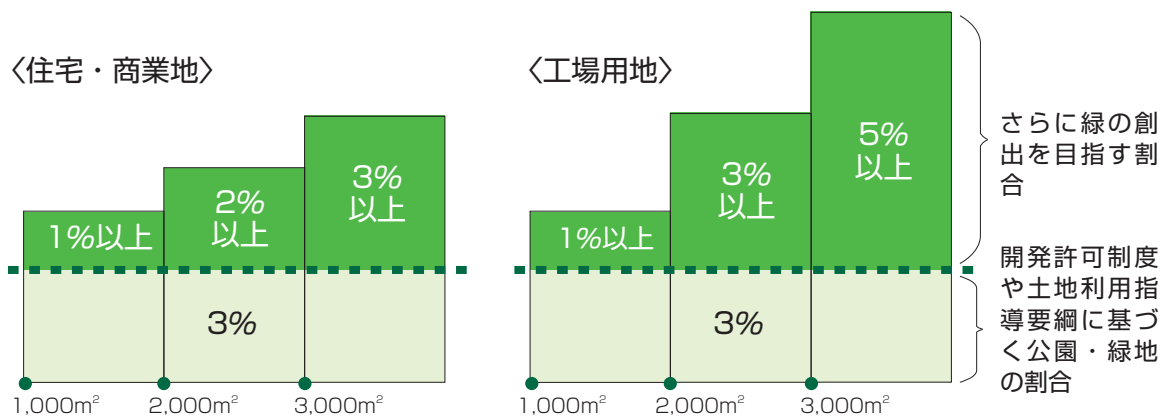
1 目標水準の設定

本市は緑豊かな自然環境に恵まれており、市民1人あたりの公園面積は充足しています。しかしながら、本市における農地や森林の緑は、市街地整備や宅地開発によって減少傾向にあります。こうしたことから、緑の保全と創出に努めていくことが重要です。

今後、緑化に関する意識の醸成や様々な制度の活用を図りながら、市民・企業・行政が協力し、それぞれの主体的な取り組みによって緑を保全・創出するため、次のとおり目標水準を設定します。

(1) 開発における緑化の目標

1,000m²を超える開発を行う場合、都市計画法に基づく開発許可制度や市の土地利用指導要綱に基づき、対象となる面積の3%を公園や緑地として確保するとともに、壁面・屋上緑化、地区計画や緑地協定の締結、オープンスペースの整備など、多様な手法によってより多くの緑を創出していくことを目指します。



※ 工場立地法や森林法等に基づく緑地確保の基準が、本計画の緑化の目標量を上回る場合は、より高い基準を適用します。



開発における緑化の例

〈公園や緑地の確保〉



寄付公園



共同住宅の植栽



工場の植栽

〈多様な手法による緑の創出〉



屋上緑化



壁面緑化



緑化ブロックによる
駐車場の緑化

(2) 公園緑地の整備目標

公園緑地の整備を次のとおり推進します。

年度	平成17年	平成27年	平成37年
全体	28.4m ² /人	30.6m ² /人	30.9m ² /人
身近な公園緑地	7.8m ² /人	10.1m ² /人	11.2m ² /人

※身近な公園緑地…住区基幹公園、都市緑地、緑道、都市公園に準じる公園



浅羽中央公園



上貫名せせらぎ公園